

令和 4 年 12 月 16 日

報道関係者 各位

リフレ上越山里振興株式会社
代表取締役 平井 民夫

弊社における雇用関係助成金の不正受給について

今回、弊社は、新潟労働局による調査の結果、雇用調整助成金と緊急雇用安定助成金の不正受給があったことが確認され、令和 4 年 12 月 5 日付で支給決定の取消等の処分を受けるとともに、不正受給額 39,158,509 円の返還のほか、年 3%の延滞金（法定利息）と当該返還金額の 2 割相当額が請求されました。

本件に関しまして、現在判明している内容は別紙のとおりであります。本日、下記のとおり、記者会見を開催し、同内容を説明させていただきます。

また、現在、弁護士に依頼し、詳細な調査を行っており、その結果がまとまり次第、改めまして記者会見を行い、その結果を説明することといたします。

なお、本件に関するお問い合わせにつきましては、下記弁護士法人までお願いします。

この度は、関係各位に多大なご迷惑、ご心配をおかけしますことに深くお詫び致します。誠に申し訳ございませんでした。

記

記者会見	日 時	令和 4 年 12 月 16 日（金） 午後 4 時から
	場 所	上越市役所 木田第一庁舎 4 階 記者クラブ室
	説明者	代表取締役 平井民夫、井之上弁護士
	同 席	上越市産業観光交流部

以上

【本件に関するお問合せ先】

弁護士法人つばき
弁護士 井之上 彩
電話：0255-75-5222
（受付時間：平日 10 時～16 時）
FAX：0255-75-5223

○ 弊社の概要

法人名	リフレ上越山里振興株式会社
所在地	新潟県上越市大字皆口 601 番地
設立日	平成 10 年 12 月 18 日
代表者	代表取締役 平井 民夫
資本金	6,000 千円（上越市の出資割合：87.8%）
主な事業	くわどり湯ったり村、ヨーデル金谷、ゆったりの家の管理運営 （上越市から上記 3 施設の指定管理を受託）

○ 不正受給の概要

助成金名	① 雇用調整助成金 ② 緊急雇用安定助成金
不正受給額	① 32,835,083 円 （令和 2 年 4 月 14 日～令和 4 年 7 月 10 日の申請・受給分） ② 6,323,426 円 （令和 2 年 5 月 11 日～令和 4 年 7 月 10 日の申請・受給分） ※ なお、上記金額は、最初の不正発生日以降、受給資格を取り消されることに伴い、受給した助成金全額を不正受給額とされたものです。
請求額	上記不正受給額の返還のほか、年 3% の延滞金（法定利息）と当該返還金額の 2 割相当額が請求されます。
支給決定取消日 不支給決定日	令和 4 年 12 月 5 日
内容	休業していない日であるにもかかわらず、休業したと虚偽の申請を行い、当該助成金を不正に受給したもの。
弊社の対応	<ul style="list-style-type: none"> 現在、弁護士による不正受給の詳細調査を実施しております。 その結果がまとまり次第、弁護士同席のもと、改めて、記者会見を行い、その結果を説明いたします。 新潟労働局からの請求額について、早期に全額納付できるよう努め、真摯に対応していきます。 株主や取引先、地域などの関係者の皆さまには、第一報として概要をご報告いたします。

○ 経過の概要

時期			内容
令和 2 年	4 月	14 日	4 月 14 日分から雇用調整助成金と緊急雇用安定助成金を活用する。
令和 4 年	8 月	25 日	新潟労働局による 1 回目の調査
	9 月	16 日	新潟労働局による 2 回目の調査
		下旬	会社の担当者が平井社長に調査の事実を報告
	10 月	20 日	平井社長が新潟労働局を訪れ、雇用調整助成金の不正受給を認める。
		21 日	平井社長が市を訪れ、事実関係を報告
		27 日	取締役会を開催し、事実関係を報告
	11 月	1 日	新潟労働局による 3 回目の調査
		10 日	井之上弁護士に調査を依頼
		14 日	平井社長が新潟労働局を訪れ、緊急雇用安定助成金の不正受給を認める。 新潟労働局から、支給決定取消等の処分決定を行った後に公表するとの説明がある。
	12 月	6 日	新潟労働局から公表を 12 月 16 日に行うとの連絡を受ける。
		8 日	新潟労働局から 12 月 5 日付で支給決定取消等の通知を受け取る。 ・雇用調整助成金支給決定取消通知書 ・雇用調整助成金返還通知書 ・雇用調整助成金不支給措置期間通知書 ・緊急雇用安定助成金支給決定取消通知書 ・緊急雇用安定助成金返還通知書 ・緊急雇用安定助成金不支給措置期間通知書
			市に支給決定取消等の通知を受け取ったことを報告する。
		16 日	事実関係を公表する。

※ 新潟労働局の調査が完了し公表するまでに市や会社が公表すると、同局の公表内容と乖離が生じるおそれがあることから、同局から、市や会社の公表日を同局の公表日に合わせるよう依頼があった。